

合理的な費用を考慮した価格形成について (野菜WG)

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2024年11月6日
新事業・食品産業部

目次

1	食料・農業・農村基本法・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	食料システムを通じた食料の持続的な供給・・・・	8
3	賃上げによる購買力の確保等・・・・・・・・・・・・	21
4	本日御議論いただきたいこと・・・・・・・・・・・・	26

1 食料・農業・農村基本法



食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）

背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ① 「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
 - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
 - ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ② 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業体の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②



改正前	改正後
(新設) (食品産業の健全な発展) <u>第十七条</u> 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に<u>かんがみ</u>、その健全な発展を図るため、<u>事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ</u>、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。 (新設) (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十条</u> 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、<u>農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。	(食料の円滑な入手の確保) <u>第十九条</u> 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、<u>地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう</u>、食料の<u>輸送手段の確保の促進</u>、食料の寄附が円滑に行われるための<u>環境整備</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食品産業の健全な発展) <u>第二十条</u> 国は、<u>食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み</u>、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の<u>持続的な供給に資する事業活動の促進</u>、<u>事業基盤の強化</u>、<u>円滑な事業承継の促進</u>、<u>農業との連携の推進</u>、<u>流通の合理化</u>、<u>先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進</u>、<u>海外における事業の展開の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食料の持続的な供給に要する費用の考慮) <u>第二十三条</u> 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による<u>食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進</u>及びこれらの<u>合理的な費用の明確化の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十九条</u> 国は、農産物の価格の形成について、<u>第二十三条に規定する施策を講ずるほか</u>、消費者の<u>需要に即した農業生産を推進するため</u>、<u>需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 令和6年6月12日）



- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）	・関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）等	令和7年中の法案国会提出
人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）	・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加等	令和7年中の法案国会提出
環境負荷低減の取組推進	・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中） ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等	・令和6年～クロスコンプライアンス実施 ・令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

令和6年通常国会に法案を提出

食料供給困難事態への対応	・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせ総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等	法案の成立状況を踏まえて対応	令和7年中国の基本方針策定
人・農地の確保	・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 等		・令和7年3月末まで地域計画の策定 ・令和7年中国の基本指針策定
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業体等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 等		令和6年中国の基本方針策定



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）＜抜粋＞

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

- 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
 - (1) 賃上げの促進
(中略) 農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。
- 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応
 - (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
(中略) 食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 ＜抜粋＞

- VI. G X ・エネルギー・食料安全保障
 - 2. 食料安全保障
 - (1) 食料安全保障の強化
 - ③ 合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築
生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

2 食料システムを通じた食料の持続的な供給



食料システムを通じた食料の持続的な供給①

【直面する課題】

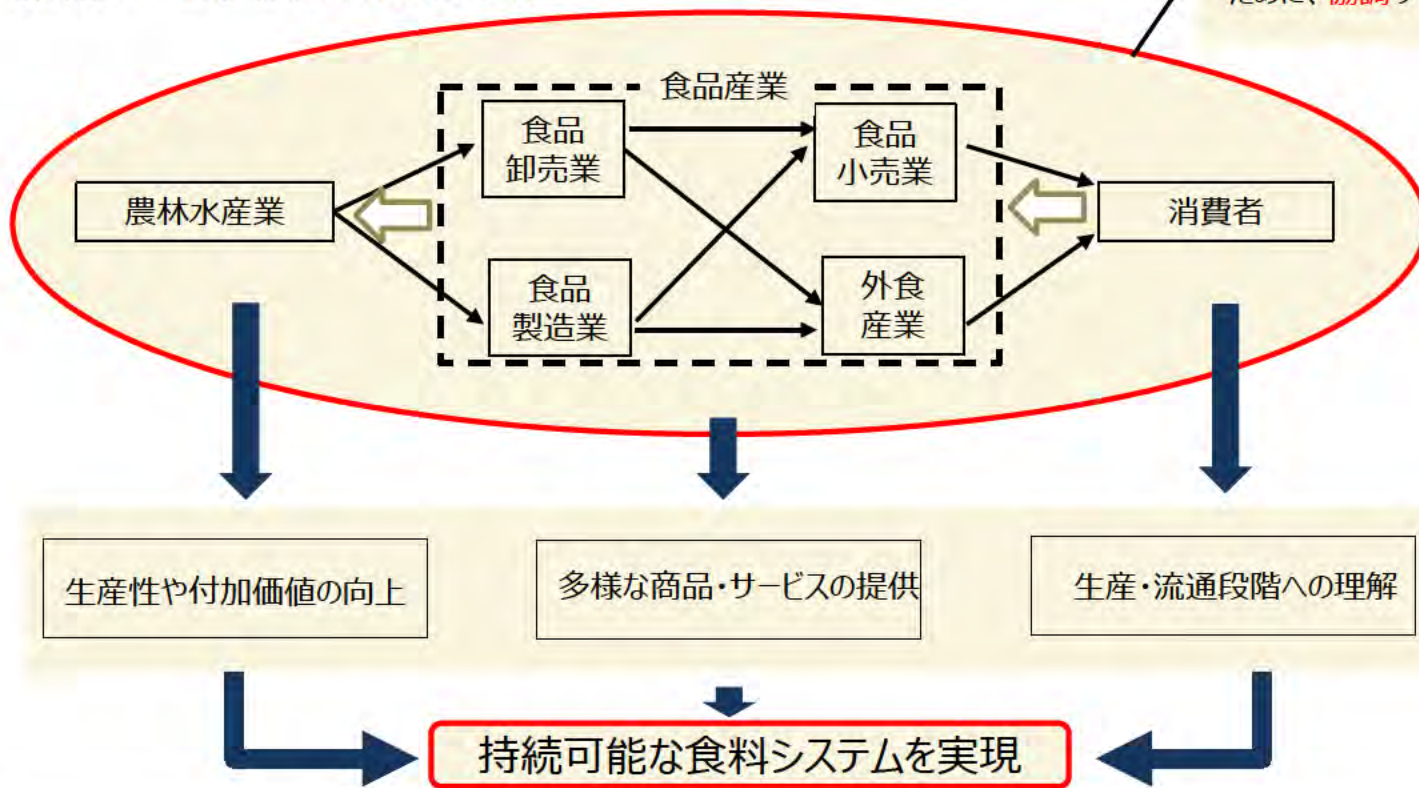
原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保する
ために、協調することが必要。



食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者

・ 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。

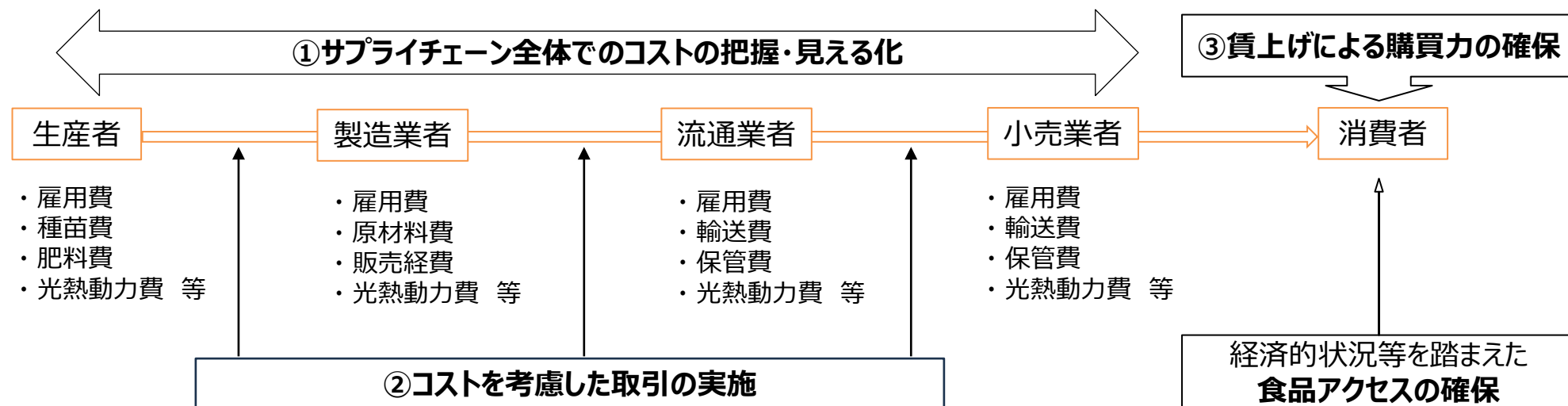
・ 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**

○ 流通・小売・消費者

・ 資材費上昇等の事情は理解。**コストを指標化・見える化**することが必要。

・ コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。

・ **所得が増加**しないと、消費行動の変容は困難。



(1) コストの把握・見える化



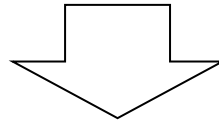
コストの把握・見える化（考え方）



- 個人・個者のコストは秘匿性が高いため、同質性のある**産地・品目ごと**にまとめてコストを**把握・見える化**。
- **第三者の関係団体**によるコストの把握・見える化を促進。

1 「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生産者・製造業者<ul style="list-style-type: none">・ 個人・個社のコスト内容は企業秘密。・ 第三者の関係団体が取りまとめることが現実的。 | <ul style="list-style-type: none">○ 流通業者・小売業者<ul style="list-style-type: none">・ 品目ごとのコスト管理は行っておらず、光熱費、人件費等の費目ごとの管理が実情。 |
|--|--|



2 コストの把握・見える化の考え方

- 個人・個社のコストは秘匿性が高いため、**同質性のある産地・品目ごと**にまとめて把握・見える化。
- 生産・製造・流通・小売といった**段階ごとのコストの把握**は、**関係団体**が実施。
 - ・ 関係団体は、**公的統計**のほか、**民間データ等**を活用して調整した上で、コストを見える化。
 - ・ 関係団体は、**一定のまとまりのある産地等**における**同一品目**のコストについて把握・見える化。
例）全国的に様々な産地がある品目の場合、全国一本で把握するのではなく、**産地単位**で同一品目ごとに見える化。

コスト構造の実態調査①



- 調査目的**
- 食料システムの各段階での取引価格、生産・製造・流通等に要する費用等を調査。品目ごとのコスト構造等の実態を明確化。（令和6年3月から開始）
 - 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。

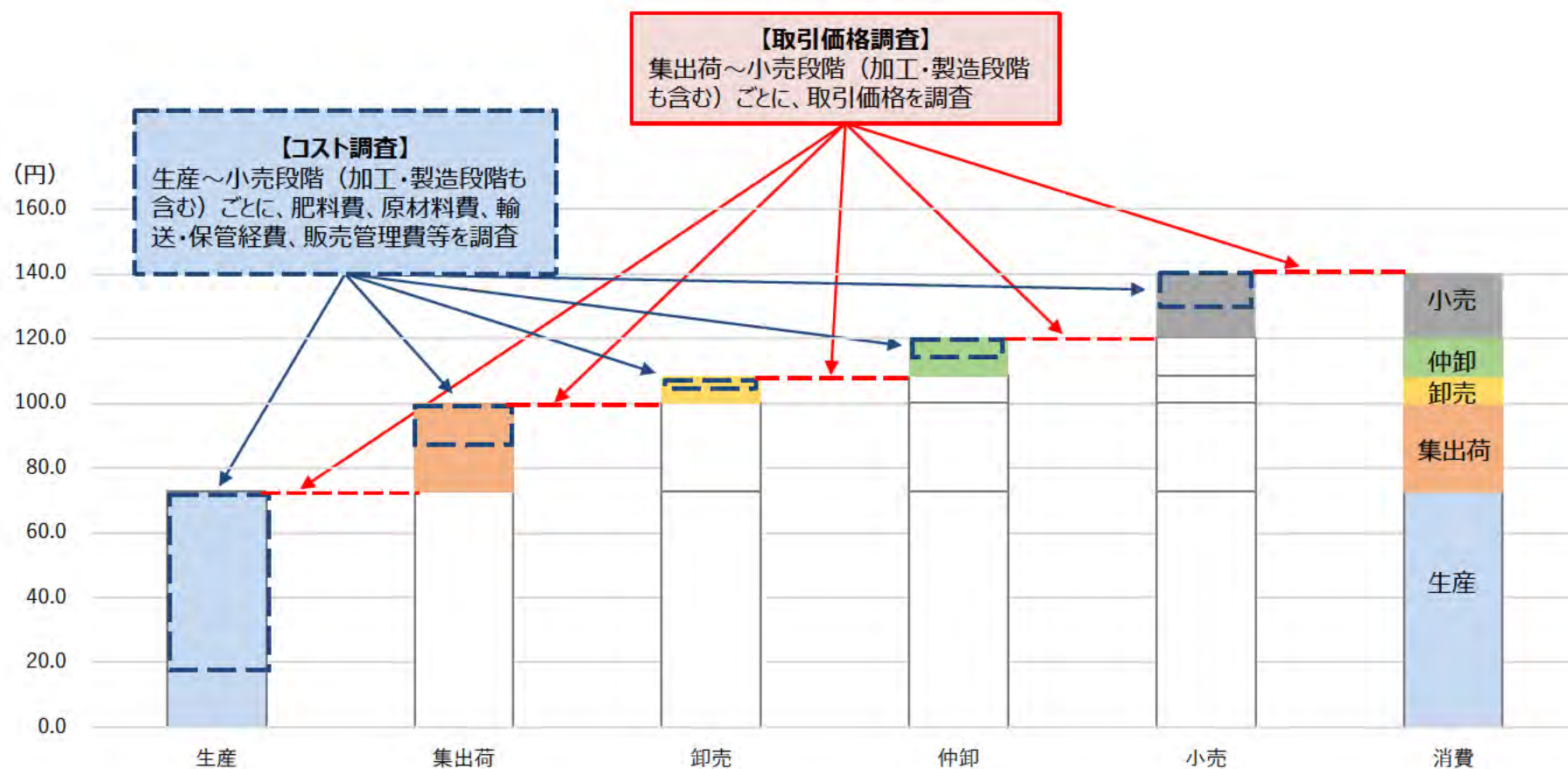
- 対象品目**
- 米、大豆、小麦
 - 果実（みかん、りんご等）
 - 飲用牛乳、鶏卵、食肉（牛肉、豚肉、鶏肉）
 - 野菜（ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等）
 - 茶
 - 加工食品（豆腐・納豆、こんにゃく等）

主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地7道県の主要品種	— 〔 生産費統計を活用 〕	—	集出荷団体や米卸を主に調査	首都圏の食品スーパーを主に調査 （ 飲用牛乳、豆腐・納豆はドラッグストアも調査 ） ・対象品目の販売コストを調査
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査 〔 キャベツ・たまねぎ 〕	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	— 〔 生産費統計を活用 〕	乳業者へのヒアリング・アンケートにより調査	指定生乳生産者団体や食品卸を主に調査	
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	主産地の養鶏農家等へのヒアリング・アンケートにより調査	—	荷受業者を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	— 〔 生産費統計を活用 〕	食肉センター等へのヒアリング・アンケートにより調査	食肉卸を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	—	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	食品卸を主に調査	

注）産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

コスト構造の実態調査②

- 生産から小売の各段階ごとのコストを調査。
- さらに、各段階ごとの取引価格を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。

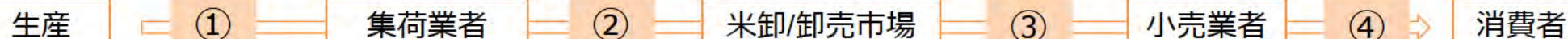


※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ1玉当たり（1kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）①

農産物（米・青果物）

（米は7産地・銘柄、青果物は11品目・24道県程度）



① 生産 → 集荷業者

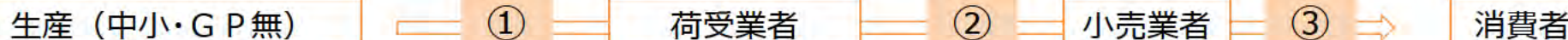
- 米は生産費統計で対処。
- **青果物**（野菜・果樹）は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。調査対象の品目・産地における栽培暦から、標準的な**総労働時間**や**資材投入量**を試算。それぞれに単価を乗じて**コストを推計**。

② 集荷業者 → 米卸/卸売市場 / ③ 米卸/卸売市場 → 小売業者 / ④ 小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

鶏卵

（大規模・中小規模の養鶏事業者）



① 生産 → 小売業者/荷受業者

- 鶏卵は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。鶏卵生産者は企業経営も多いため、財務諸表（損益計算書等）を基に、鶏卵の生産コストを推計。

② 荷受業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

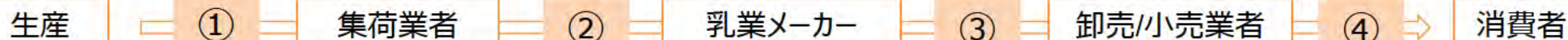
- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

※ 「GPセンター」とはGrading（選別）とPacking（パック詰め）の頭文字を取った略称であり、たまごを洗浄、乾燥、検査、計量してパック詰めを行う工場。

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）②

飲用牛乳

（大手・中小の各数社のNB・PBの商品）



① 生産 → 集荷業者

- 生乳は生産費統計で対処。

② 集荷業者 → 乳業者 / ④ 卸売/小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。輸送費・保管費や各種手数料を聴取。集出荷段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

③ 乳業者 → 卸売/小売業者

- 乳業者にアンケート調査を実施。原料仕入価格・数量、販売価格のほか、製造原価や販売管理費を聴取。製造段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

豆腐・納豆

（大豆の国産・輸入の別等を踏まえて各数社）



① 製造業者 → 卸売業者

- 製造業者にアンケート調査を実施。原料仕入価格・数量、販売価格のほか、製造原価や販売管理費を聴取。製造段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

② 卸売業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。輸送費・保管費や各種手数料を聴取。集出荷段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。